

／ 健保と年金 ／

# ほっと便



和歌山市  
和歌浦湾

主な内容

- P2 年金の繰下げ受給
- P3 受診の際の3つのポイント／令和4年度 健康経営®セミナー
- P4 新規契約の宿泊施設／社会保険クイズ



## 年金の繰下げ受給

老齢基礎(厚生)年金は、65歳で受け取らずに66歳以降75歳まで\*の間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。繰り下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰り下げすることができます。

また、**特別支給の老齢厚生年金**は「繰下げ制度」はありません。特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に達したときは速やかに請求してください。

※ 昭和27年4月1日以前生まれの方(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金を受け取る権利が発生している方)は、繰下げの上限年齢が70歳(権利が発生してから5年後)までとなります。

### 繰下げ加算額

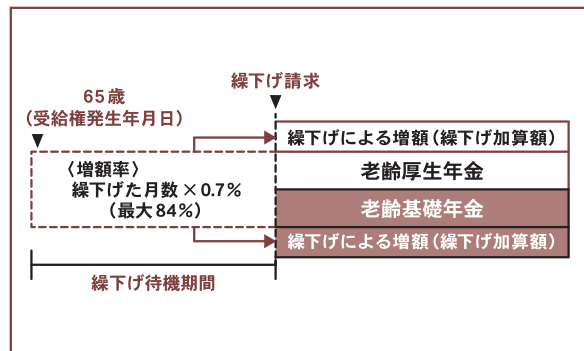
繰下げ受給をした場合の加算額は、**老齢基礎年金の額(振替加算額を除く)**および**老齢厚生年金の額(加給年金額を除く)**に下記の増額率を乗じることにより計算します。ただし、65歳以降に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合に、**在職老齢年金制度**により支給停止される額は増額の対象になりません。

・増額率(最大84%\*) =  $0.7\% \times 65$ 歳に達した月\*<sup>2</sup>から繰下げ申出月の前月までの月数\*<sup>3</sup>

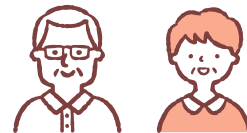
※1. 昭和27年4月1日以前生まれの方(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金を受け取る権利が発生している方)は、繰下げの上限年齢が70歳(権利が発生してから5年後)までとなりますので、増額率は最大で42%となります。

※2. 年齢の計算は「年齢計算に関する法律」に基づいて行われ、65歳に達した日は、65歳の誕生日の前日になります。(例)4月1日生まれの方が65歳に達した日は、誕生日の前日の3月31日となります。

※3. 65歳以降に年金を受け取る権利が発生した場合は、年金を受け取る権利が発生した月から繰下げ申出月の前月までの月数で計算します。



老齢基礎年金・老齢厚生年金それぞれについて増額され、増額は生涯続きます。どちらか一方のみ繰下げすることも可能です。



### 繰下げ増額率早見表

請求時の年齢	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
66歳	8.4%	9.1%	9.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.4%	16.1%
67歳	16.8%	17.5%	18.2%	18.9%	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.4%	23.1%	23.8%	24.5%
68歳	25.2%	25.9%	26.6%	27.3%	28.0%	28.7%	29.4%	30.1%	30.8%	31.5%	32.2%	32.9%
69歳	33.6%	34.3%	35.0%	35.7%	36.4%	37.1%	37.8%	38.5%	39.2%	39.9%	40.6%	41.3%
70歳	42.0%	42.7%	43.4%	44.1%	44.8%	45.5%	46.2%	46.9%	47.6%	48.3%	49.0%	49.7%
71歳	50.4%	51.1%	51.8%	52.5%	53.2%	53.9%	54.6%	55.3%	56.0%	56.7%	57.4%	58.1%
72歳	58.8%	59.5%	60.2%	60.9%	61.6%	62.3%	63.0%	63.7%	64.4%	65.1%	65.8%	66.5%
73歳	67.2%	67.9%	68.6%	69.3%	70.0%	70.7%	71.4%	72.1%	72.8%	73.5%	74.2%	74.9%
74歳	75.6%	76.3%	77.0%	77.7%	78.4%	79.1%	79.8%	80.5%	81.2%	81.9%	82.6%	83.3%
75歳	84.0%											

昭和27年4月1日以前生まれの方(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金を受け取る権利が発生している方)は、繰下げの上限年齢が70歳(権利が発生してから5年後)までとなりますので、増額率は最大で42%となります。

### ● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432



協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆さまへ

## 上手に医療にかかるために意識する3つのポイント

受診する医療機関や時間等に気を付けることが、皆さまの医療費負担の軽減や健康保険財政の改善につながります。受診の際は、次の3つのポイントを意識してみましょう。

### ①「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、自分の身体のことを気軽に相談できる身近で頼りになるお医者さんです。

#### ●「かかりつけ医」のメリット

- 健康について何でも相談できる医師を持つことで、病歴や体質等を踏まえた治療が受けられます。
- 必要に応じて、適切な医療機関を紹介してくれます。

大病院に紹介状なしで受診すると5,000円以上(令和4年10月以降は7,000円以上)の特別料金がかかります。



### ② 診療時間内の受診を心がけましょう

休日や夜間、診療時間外に医療機関を受診すると割増料金がかかります。夜間などに受診を迷ったときは、次の相談窓口を利用してください。

#### ● 公益財団法人 和歌山県救急医療情報センター (073-426-1199)

急な病気やけがでどの医療機関を受診すればよいかわからないときに、24時間体制で最寄りの医療機関を案内してくれます。

#### ● こども医療電話相談事業(「#8000」)

お子様の症状に応じて、小児科の医師や看護師から適切な対処の仕方や受診できる病院等のアドバイスが受けられます。



こどもが頭をぶつけた…  
突然発熱した…  
どうしよう…



もうしばらく様子を見てあげてください  
すぐに病院に行って受診してください

・「#8000」で相談

・医師・看護師が電話でアドバイス

### ③ ジェネリック医薬品を使用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められているお薬です。

製品によって味や大きさが改良されているものもあります。

また、新薬に比べて開発費が少なく、薬によっては5割近く安価になるものもあります。



## 「令和4年度 健康経営®セミナー」を行います

8月下旬から9月中旬に、「健康経営による職場の健康づくり」をテーマにしたオンラインセミナーを実施します。詳細は決まり次第、ホームページにてお知らせする予定です。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



## 『健康いきいきハイキング』の開催予定について

今年度も健康増進事業の一環として、『健康いきいきハイキング』を**11月20日(日)**に予定しています。

コース・お申込み方法等の詳細が決まり次第に、**当協会HPでご案内**いたしますので、ご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。



## 契約宿泊施設が増えました！

この度、以下の宿泊施設と宿泊補助事業の契約(令和4年7月1日付)を締結しましたのでお知らせいたします。

※ 詳細は当協会HPをご覧ください。

## 宿泊施設『湯処 むろべ』

- 所在地 … 西牟婁郡白浜町1997
- 電話 … 0739-42-3300
- 公式HP … 右のQRコードからアクセスできます



## 社会保険クイズ

年齢に関するクイズです。

社会保険制度において、節目の年齢に達すると様々な手続きなどが発生します。以下の①～⑤に該当する年齢はそれぞれ何歳でしょうか。すべてお答えください。

- ① 介護保険料の徴収開始(介護保険第2号被保険者に該当)
- ② 後期高齢者医療制度への加入(健康保険の資格を喪失)
- ③ 厚生年金保険の資格喪失(健康保険は継続して加入)
- ④ 介護保険料の徴収終了(介護保険第1号被保険者に該当)
- ⑤ 老齢厚生年金または老齢基礎年金を繰り下げ受給する場合の上限年齢(増額率84%)

## ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、2022年9月30日(金)までに下記までご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5階  
一般財団法人和歌山県社会保険協会

## 6月号のクイズの答え

正解は、① ② ③ でした。

次の①～③の条件を全て満たす場合は、随時改定に該当するため月額変更届の提出が必要です。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金※1に変動があったこと
- ② 変動月からの3カ月間に支給された報酬(非固定的賃金※2を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたこと
- ③ 3カ月とも支払われた報酬の支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上あること

※1「固定的賃金」の例 → 月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当など

※2「非固定的賃金」の例 → 残業手当、能率手当、皆勤手当、精勤手当など

随時改定に該当した場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4カ月目の標準報酬月額から改定されます。 ※ 例 → 4月に支払われる給与に変動があった場合、改定月は7月

なお、算定基礎届の提出後であっても、7月・8月または9月の随時改定に該当する場合は、随時改定により決定された標準報酬月額が優先されます。このため、7月・8月または9月の随時改定に該当した場合は、月額変更届の提出が必要です。

## ● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

